

人権委員会設置法案参照条文

目次

一	日本国憲法（抄）	1
二	人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）（抄）（平成十四年三月二十五日失効）	4
三	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十七号）（抄）	5
四	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）	6
五	人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三百三十九号）（抄）	7
六	特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）	12
七	民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）（抄）	13
八	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	14
九	法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）（抄）	14
十	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）（抄）	18
十一	構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（抄）	19
十二	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）（抄）	19
十三	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）（抄）	19
十四	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）	20
十五	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）（抄）	20
十六	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）（抄）	21
十七	家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）（抄）	21
十八	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）	22
十九	総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）	23
二十	東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（抄）	23

二十一	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）	24
二十二	国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）	24
二十三	国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）	26
二十四	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）	27
二十五	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）	29

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 榮譽、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

- ③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- 第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- 第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。
- 第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
- 第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
- 第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
- 第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- ② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。
- 第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。
- 第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- ② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。
- ③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。
- 第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- ② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- ③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。
- 第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。
- 第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

二 人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）（抄）（平成十四年三月二十五日失効）

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（国の責務）

第二条 国は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進する責務を有する。

（人権擁護推進審議会の設置）

第三条 法務省に、人権擁護推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、法務大臣、文部科学大臣、総務大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項を、法務大臣の諮問に応じ、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣、法務大臣、文部科学大臣、総務大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

（人権擁護推進審議会の組織等）

第四条 審議会は、委員二十人以上以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

7 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

三 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十七号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

四 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

(行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務)

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。

4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

(行政機関の長の権限)

第十条 各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。

第十二条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる。

2 各外局の長は、その機関の所掌事務について、それぞれ主任の各省大臣に対し、案をそなえて、省令を発することを求めることができる。

3 省令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

第十三条 各委員会及び各庁の長官は、別に法律の定めるところにより、政令及び省令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができず。

2 前条第三項の規定は、前項の命令に、これを準用する。

第十五条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

(内部部局の職)

第二十一条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2 5 (略)

(官房及び局の数)

第二十三条 第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十七以内とする。

別表第一（第三条関係）

省	委 員 会	庁
(略)	(略)	(略)
法務省	公安審査委員会	公安調査庁
(略)	(略)	(略)

五 人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三百三十九号）（抄）

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を

置き、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて人権の擁護に遺漏なきを期することを目的とする。

(委員の使命)

第二条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。

(委員の設置区域)

第三条 人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に置くものとする。

(委員の定数)

第四条 人権擁護委員の定数は、全国を通じて二万人を越えないものとする。

2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、文化その他の事情を考慮し、法務大臣が定める。

3 第十六条第二項に規定する都道府県人権擁護委員連合会は、前項の人権擁護委員の定数につき、法務大臣に意見を述べることが出来る。

(委員の性格)

第五条 人権擁護委員には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）は、適用されない。

(委員の推薦及び委嘱)

第六条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第十六条第二項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第五項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 法務大臣は、市町村長が推薦した候補者が、人権擁護委員として適当でないと認めるときは、市町村長に対し、相当の期間を定めて、さらに他の候補者を推薦すべきことを求めることができる。

5 前項の場合において、市町村長が、同項の期間内に他の候補者を推薦しないときは、法務大臣は、第二項の規定にかかわらず

ず、第三項に規定する者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、人権擁護委員を委嘱することができる。

6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第七条第一項第四号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

7 法務大臣は、人権擁護委員を委嘱したときは、当該人権擁護委員の氏名と職務をその関係住民に周知せしめるよう、適当な措置を採らなければならない。

8 市町村長は、法務大臣から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。
(委員の欠格条項)

第七条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

二 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者

三 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、当然失職する。

(委員の給与)

第八条 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

2 人権擁護委員は、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。
(委員の任期)

第九条 人権擁護委員の任期は、三年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

(委員の職務執行区域)

第十条 人権擁護委員は、その者の置かれている市町村の区域内において、職務を行うものとする。但し、特に必要がある場合においては、その区域外においても、職務を行うことができる。

(委員の職務)

第十一条 人権擁護委員の職務は、左の通りとする。

一 自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと。

二 民間における人権擁護運動の助長に努めること。
三 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

四 貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。

五 その他他人権の擁護に努めること。

(委員の服務)

第十二条 人権擁護委員は、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもつてその職務を遂行しなければならない。

2 人権擁護委員は、その職務を執行するに当っては、関係者の身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別的又は優先的な取扱をしてはならない。

第十三条 人権擁護委員は、その職務上の地位又はその職務の執行を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 人権擁護委員は、その職務を公正に行うのにふさわしくない事業を営み、又はそのような事業を営むことを目的とする会社その他の団体の役職員となつてはならない。

(委員の監督)

第十四条 人権擁護委員は、職務に関して、法務大臣の指揮監督を受ける。

(委員の解嘱)

第十五条 法務大臣は、人権擁護委員が、左の各号の一に該当するに至つたときは、関係都道府県人権擁護委員連合会の意見を聞き、これを解嘱することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 人権擁護委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 前項の規定による解嘱は、当該人権擁護委員に、解嘱の理由が説明され、且つ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。

(協議会、連合会及び全国連合会)

第十六条 人権擁護委員は、法務大臣が各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員協議会を組織する。

2 人権擁護委員協議会は、都道府県ごとに都道府県人権擁護委員連合会を組織する。但し、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

3 全国の都道府県人権擁護委員連合会は、全国人権擁護委員連合会を組織する。

(協議会の任務)

第十七条 人権擁護委員協議会の任務は、左の通りとする。

- 一 人権擁護委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
 - 二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集をすること。
 - 三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表をすること。
 - 四 人権擁護上必要がある場合に、関係機関に対し意見を述べること。
 - 五 その他人権擁護上必要と認める事項を行うこと。
- 2 人権擁護委員協議会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を当該都道府県人権擁護委員連合会に報告しなければならない。

(連合会の任務)

第十八条 都道府県人権擁護委員連合会の任務は、左の通りとする。

- 一 人権擁護委員協議会の任務に関する連絡及び調整をすること。
 - 二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集をすること。
 - 三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表をすること。
 - 四 人権擁護上必要がある場合に、関係機関に対し意見を述べること。
 - 五 その他人権擁護上必要と認める事項を行うこと。
- 2 都道府県人権擁護委員連合会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を法務大臣に報告しなければならない。

(全国連合会の任務)

第十八条の二 全国人権擁護委員連合会の任務は、左の通りとする。

- 一 都道府県人権擁護委員連合会の任務に関する連絡及び調整をすること。
- 二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集をすること。
- 三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表をすること。

四 人権擁護上必要がある場合に、関係機関に対し意見を述べること。

五 その他人権擁護上必要と認める事項を行うこと。

2 全国人権擁護委員連合会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を法務大臣に報告しなければならない。
(委員の表彰)

第十九条 法務大臣は、人権擁護委員、人権擁護委員協議会、都道府県人権擁護委員連合会又は全国人権擁護委員連合会が、職務上特別な功労があると認めるときは、これを表彰し、その業績を一般に周知せしめることに意を用いなければならない。

第二十条 この法律の実施のための手続、その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

六 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)(抄)

(目的及び適用範囲)

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一 二 (略)

十三 公正取引委員会の委員長及び委員

十四 国家公安委員会委員

十五 公害等調整委員会の委員長及び常勤の委員

十六 四十七 (略)

四十八 公害等調整委員会の非常勤の委員

四十九 公安審査委員会の委員長及び委員

五十 七十五 (略)

別表第一(第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
-------	---------

<p>(略)</p> <p>検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 内閣危機管理監 大臣政務官 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長</p>	<p>(略)</p> <p>一、二二三、〇〇〇円</p>
<p>(略)</p> <p>公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 宇宙開発委員会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫</p>	<p>(略)</p> <p>一、〇五五、〇〇〇円</p>

七 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)(抄)

(地代借賃増減請求事件の調停の前置)

第二十四条の二 借地借家法(平成三年法律第九十号)第十一条の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増減の請求に関する事件について訴えを提起しようとする者は、まず調停の申立てをしなければならぬ。

2 前項の事件について調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、受訴裁判所は、その事件を調停に付さなければならぬ。ただし、受訴裁判所が事件を調停に付することを適当でないと認めるときは、この限りでない。

八 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)

(官房及び局の数)

第六十六条 第十七条第一項に基づき置かれる官房及び局の数は、国家行政組織法第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十七以内とする。

九 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)(抄)

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 法務省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 法務省の設置(第二条)

第二節 法務省の任務及び所掌事務(第三条・第四条)

第三章 本省に置かれる機関

第一節 審議会等(第五条―第七条の二)

第二節 施設等機関(第八条―第十三条)

第三節 特別の機関(第十四条)

第四節 地方支分部局（第十五条―第二十五条）

第四章 外局

第一節 設置（第二十六条）

第二節 削除

第三節 公安審査委員会（第二十八条）

第四節 公安調査庁（第二十九条）

附則

（所掌事務）

第四条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 三 司法制度に関する企画及び立案に関すること。
- 四 司法試験に関すること。
- 五 内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さんを行うこと。
- 六 法務に関する調査及び研究に関すること。
- 七 検察に関すること。
- 八 司法警察職員の教養訓練に関すること。
- 九 犯罪人の引渡し、国際捜査共助その他の刑事に関する国際間の共助に関すること。
- 十 犯罪の予防に関すること。
- 十一 第二号及び第七号から前号までに掲げるもののほか、刑事に関すること。
- 十二 刑及び勾（こう）留、少年院に送致する保護処分及び少年鑑別所に送致する観護の措置、補導処分並びに監置の裁判の執行に関すること。
- 十二の二 国際受刑者移送に関すること。
- 十二の三 前二号に掲げるもののほか、矯正に関すること。
- 十三 恩赦に関すること。

- 十四 仮釈放、仮出場、仮退院、不定期刑の終了及び退院に関すること。
- 十五 保護観察、更生緊急保護及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整に関すること。
- 十六 保護司に関すること。
- 十七 更生保護事業の助長及び監督に関すること。
- 十八 第十号、第十二号の二及び第十四号から前号までに掲げるもののほか、更生保護に関すること。
- 十八の二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。
- 十九 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）の規定による破壊的団体の規制に関すること。
- 二十 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関すること。
- 二十一 国籍、戸籍、登記、供託及び公証に関すること。
- 二十二 司法書士及び土地家屋調査士に関すること。
- 二十三 第一号及び前二号に掲げるもののほか、民事に関すること。
- 二十四 外国法事務弁護士に関すること。
- 二十五 債権管理回収業の監督に関すること。
- 二十五の二 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五百一十一号）の規定による民間紛争解決手続の業務の認証に関すること。
- 二十六 人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること。
- 二十七 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長に関すること。
- 二十八 人権擁護委員に関すること。
- 二十九 人権相談に関すること。
- 三十 総合法律支援に関すること。
- 三十一 国の利害に係る争訟に関すること。
- 三十二 日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関すること。

三十三 本邦における外国人の在留に関すること。

三十四 難民の認定に関すること。

三十五 外国人の登録に関すること。

三十六 国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する、研修、研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査に関すること。

三十七 所掌事務に係る国際協力に関すること。

三十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

三十九 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の規定による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力に関すること。

四十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき法務省に属させられた事務（法務局及び地方法務局）

第十八条 法務局及び地方法務局は、法務省の所掌事務のうち、第四条第二十一号から第二十三号まで及び第二十六号から第三十一号までに掲げる事務並びに法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき法務省に属させられた事務を分掌する。

2 法務局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

3 地方法務局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 地方法務局の内部組織は、法務省令で定める。

5 法務大臣は、政令で定めるところにより、法務局の長に、地方法務局の事務を指揮監督させることができる。

第四章 外局

第一節 設置

第二十六条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて法務省に置かれる外局は、次のとおりとする。

公安審査委員会

公安調査庁

第二節 削除

第二十七条 削除

第三節 公安審査委員会

第二十八条 公安審査委員会については、公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。
(人権擁護推進審議会)

2 平成十四年三月二十四日までの間、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二百十号。これに基づく命令を含む。)の定めるところにより法務省に置かれる人権擁護推進審議会は、本省に置く。

(地方入国管理局及びその支局の所掌事務の特例)

3 地方入国管理局及びその支局は、第二十一条第一項及び第二十二条第一項に規定する事務のほか、当分の間、外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)附則第九項に規定する事務を分掌する。

(職員の特例)

4 当分の間、特に必要があるときは、法務省の職員(検察庁の職員を除く。)のうち、百三十三人は、検事をもってこれに充てることができる。

十 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)(抄)

(主務省令)

第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人番号情報保護委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会議会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人番号情報保護委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人番号情報保護委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、

公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

十一 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（抄）

（主務省令）

第四十八条 第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

十二 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）（抄）

（主務省令）

第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）（抄）

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条（略）

2（略）

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

十四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）

（主務省令）

第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

十五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第一百十六号）（抄）

（主務省令）

第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令（国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る国

の行政機関の長の権限に属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

十六 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）（抄）

（法務省設置法の一部改正）

第五十九条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第四十号までを一号ずつ繰り上げる。
附則中第三項を削り、第四項を第三項とする。

十七 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）（抄）

（調停事項等）

第二百四十四条 家庭裁判所は、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件（別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）について調停を行うほか、この編の定めるところにより審判をする。

（調停前置主義）

第二百五十七条 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家事調停の申立てをしなければならない。

2 前項の事件について家事調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、裁判所は、職権で、事件を家事調停に付さなければならない。ただし、裁判所が事件を調停に付することが相当でないと認めるときは、この限りでない。

3 裁判所は、前項の規定により事件を調停に付する場合においては、事件を管轄権を有する家庭裁判所に処理させなければならない。ただし、家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に処理させることができる。

（合意に相当する審判の対象及び要件）

第二百七十七条 人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の手續において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、家庭裁判所は、必要な事実を調査した上、第一号の合意を正当と認めるときは、当該合意に相当する審判（以下「合意に相当する審判」という。）をすることができる。ただし、当該事項に係る身分関係の当事者の一方が死亡した後は、この限りでない。

- 一 当事者間に申立ての趣旨のとりの審判を受けることについて合意が成立していること。
- 二 当事者の双方が申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因について争わないこと。
- 2 前項第一号の合意は、第二百五十八条第一項において準用する第五十四条第一項及び第二百七十条第一項に規定する方法によつては、成立させることができない。
- 3 第一項の家事調停の手續が調停委員会で行われている場合において、合意に相当する審判をするときは、家庭裁判所は、その調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴かなければならない。
- 4 第二百七十二条第一項から第三項までの規定は、家庭裁判所が第一項第一号の規定による合意を正当と認めない場合について準用する。

十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 （略）

2 （略）

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

（略）

十九 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

（主務省令）

第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

二十 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（抄）

（主務省令）

第八十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

附 則 （抄）

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十九条を次のように改める。

- (民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法の一部改正)
- 第六十九条 次に掲げる法律の規定中「人事院規則」を削り、「国家公安委員会規則」の下に「人事公正委員会規則」を加え、「人事院」を削り、「公正取引委員会、国家公安委員会」の下に「人事公正委員会」を加える。
- 一 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四百四十九号) 第九条
 - 二 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号) 第八十七条

二十一 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)(抄)

(主務省令)

第七十二条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令(公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣府、復興庁又は各省の内閣府令(告示を含む)、復興庁令(告示を含む)又は省令(告示を含む)とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

附 則 (抄)

(国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十九条の見出しを「(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正)」に改め、同条に次の一号を加える。

三 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号) 第七十二条

二十二 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)(抄)

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第八条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 人事公正委員会委員長

第一条中第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十六号の二を第十六号とし、同条第十八号の二中「再就職等監視委員会委員長」を「再就職等監視・適正化委員会委員長」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十八の三 国家公務員倫理審査会の常勤の会長

第一条第二十八号の二の次に次の一号を加える。

二十八の三 国家公務員倫理審査会の常勤の委員

第一条第四十四号中「第二条第三項第八号」を「第二条第三項第十一号」に改め、同条第四十七号を次のように改める。

四十七 人事公正委員会委員

第一条第五十七号の三中「再就職等監視委員会委員」を「再就職等監視・適正化委員会委員」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五十七の四 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非常勤の委員

第一条第七十三号中「第二条第三項第十号」を「第二条第三項第十三号」に改める。

第三条第二項中「第一条第九号」を「第一条第八号」に改め、同条第四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第一号中「第一条第九号」を「第一条第八号」に改め、同項第三号中「、会計検査院長又は人事院総裁」を「又は会計検査院長」に改める。

(略)

別表第一官職名の欄中「人事院総裁」を削り、 「国家公務員倫理審査会の常勤の会長
公正取引委員会委員長」を 「公正取引委員会委員長
人事公正委員会委員長」に改め

、「人事官(人事院総裁を除く。)」及び「国家公務員倫理審査会の常勤の委員」を削り、「再就職等監視委員会委員長」を「

再就職等監視・適正化委員会委員長
国家公務員倫理審査会の常勤の会長
に、「公益認定等委員会の常勤の委員」を
「公益認定等委員会の常勤の委員」に改
める。
国家公務員倫理審査会の常勤の委員

(内閣府設置法の一部改正)

第二十二條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(略)

第六十六條中「九十七」を「九十五」に改める。

(略)

附 則 (抄)

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(略)

二十三 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)
(抄)

(国家行政組織法の一部改正)

第九條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「九十七」を「九十五」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第六十二條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号イ中「若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

第十條第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十二条中「、人事院規則」を削り、「国家公安委員会規則」の下に「、人事公正委員会規則」を加え、「人事院、」を削り、「公正取引委員会、国家公安委員会」の下に「、人事公正委員会」を加える。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第六十三条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号」を「公務員庁設置法(平成二十三年法律第 号)第四条第二項第十二号」に改める。

第四十八条中「人事院規則、」を削り、「国家公安委員会規則」の下に「、人事公正委員会規則」を加え、「、人事院」を削り、「公正取引委員会、国家公安委員会」の下に「、人事公正委員会」を加える。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第六十九条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「、人事院規則」を削り、「国家公安委員会規則」の下に「、人事公正委員会規則」を加え、「人事院、」を削り、「公正取引委員会、国家公安委員会」の下に「、人事公正委員会」を加える。

(総合特別区域法の一部改正)

第七十七条 総合特別区域法(平成二十三年法律第号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号」を「公務員庁設置法(平成二十三年法律第 号)第四条第二項第十二号」に改める。

第六十九条中「人事院規則、」を削り、「国家公安委員会規則」の下に「、人事公正委員会規則」を加え、「、人事院」を削り、「公正取引委員会、国家公安委員会」の下に「、人事公正委員会」を加える。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(略)

二十四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
(平成二十四年法律第 号) (抄)

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第三条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 個人番号情報保護委員会の委員長及び常勤の委員

第一条第四十七号の次に次の一号を加える。

四十七の二 個人番号情報保護委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「公害等調整委員会委員長」を「個人番号情報保護委員会委員長」に、「公害等調整委員会の常勤の委員」を「公害等調整委員会委員長」に改める。

「個人番号情報保護委員会の常勤の委員」を「公害等調整委員会の常勤の委員」に改める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第四条 附則第二号に掲げる規定の施行の日が国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日後である場合には、前条中「第一条第十四号」とあるのは「第一条第十三号」と、「十四の二」とあるのは「十三の二」とする。

2 前項の場合における国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第 号)第十条第一項第三号の規定の適用については、同条中「同条第十四号」とあるのは、「同条第十三号の二」とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第二十八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「国家公安委員会規則」の下に「、個人番号情報保護委員会規則」を加え、「公正取引委員会、国家公安委員会」を「公正取引委員会、国家公安委員会、個人番号情報保護委員会」に改める。

(略)

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第二十九条 附則第二号に掲げる規定の施行の日が国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第号)の施行の日後である場合には、前条中「国家公安委員会規則」とあるのは「人事公正委員会規則」と、「公正取引委員会、国家公安委員会、個人番号情報保護委員会」とあるのは「国家公安委員会、人事公正委員会」と、「公正取引委員会、国家公安委員会、個人番号情報保護委員会」とあるのは「国家公安委員会、人事公正委員会、個人番号情報保護委員会」とする。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四条 国家公務員法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第八条のうち特別職の職員の給与に関する法律第一条の改正規定中「、第十四号を第十二号とし」の下に「、第十四号の二を第十三号とし」を加え、「十三 人事公正委員会委員長」を「十三の二 人事公正委員会委員長」に、「次のように改める」を「削り、第四十七号の二を第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える」に、「四十七 人事公正委員会委員」を「四十七の二 人事公正委員会委員」に改める。

(略)

(国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十五条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十二条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の改正規定中「国家公安委員会規則」を「個人番号情報保護委員会規則」に、「公正取引委員会、国家公安委員会」を「国家公安委員会、個人番号情報保護委員会」に改める。

第七十九条のうち国家公務員の給与の臨時特例に関する法律第十条第一項第三号の改正規定中「国家公安委員会委員」の下に「、個人番号情報保護委員会の委員長及び常勤の委員を加え、「及び」を「並びに」に改め」を加える。

附 則 (抄)

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第三条、第四条、第二十八条(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の改正規定に限る。)、第二

十九条、第三十四条、第三十五条、第三十七条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定を除く。）及び第三十八条の規定番号利用法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（略）

二十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）

附 則 （抄）

（施行期日）

第一条この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第二十三条、第四章第一節及び第三節、第六十四条、第六十七条並びに第七十一条（第六十四条及び第六十七条に係る部分に限る。）並びに附則第四条の規定平成二十五年一月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
（略）